

平成30年度（後期）

財政援助団体等監査報告書

長野市監査委員

30監査第 193号
平成31年 3月27日

長野市長
加 藤 久 雄 様

長野市監査委員	鈴 木 栄 一
同	小 澤 輝 彦
同	松 木 茂 盛
同	高 野 正 晴

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199条第 7 項に規定する、平成30年度（後期）財政援助団体等監査（出資団体監査）の結果に関する報告を同条第 9 項及び第10項の規定により提出します。

第1 監査の対象

出資団体 一般財団法人長野市文化芸術振興財団
所管部局 文化スポーツ振興部文化芸術課

第2 監査の期間

平成30年10月1日から平成31年3月22日まで

第3 監査の方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成29年度及び平成30年度（30年度は8月まで）に執行された出納その他の事務に関して、出納関係書類等を調査し、団体及び所管部局双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査を実施した。

監査に当たっては、団体の事業が設立目的に沿って適切に運営されているか、そしてその事務が関係法令等に基づくとともに、適正かつ効率的に執行されているか、また、所管部局においては、団体に対する指導監督が適切になされているか、に主眼を置き、次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

団体関係	所管部局関係
1 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。	1 出資目的及び出資金額等は妥当か。
2 設立目的に沿った事業運営が行われているか。	2 出資金等の支出手続は適正か。
3 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。	3 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
4 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。	4 株券等の保管は良好か。
5 経営成績及び財政状態は良好か。	5 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
6 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。	6 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
7 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。	7 増・減資等はあるか。また、配当金は確実に収入されているか。
8 会計経理及び財産管理は適切か。	8 その他財務規則等に則った事務処理をしているか。
9 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。	
10 その他企業会計原則等に則った事務処理をしているか。	

また、団体は長野市芸術館の指定管理者でもあるため、公の施設の管理に係る出納その他の事務に関しても、関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかどうかには主眼を置いて監査を実施した。指定管理者に対する監査の着眼点は次のとおりである。

指定管理者関係	所管部局関係
1 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。 2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 3 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。 4 利用促進のための努力はなされているか。 5 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。 6 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。 7 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。 8 その他企業会計原則等に則った事務処理をしているか。	1 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。 2 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 3 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。 4 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 5 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。 6 事業報告書の点検は適切になされているか。 7 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。 8 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。 9 その他財務規則等に則った事務処理をしているか。

第4 監査対象団体の概要

1 設立の目的

文化芸術活動の振興に資する事業を行い、豊かな文化に支えられた「文化力あふれるまち 長野市」の実現に寄与することを目的とする。(定款第3条)

2 実施事業

- (1) 市民が文化芸術に触れる機会と場の提供
- (2) 文化芸術振興の拠点となる施設の管理運営
- (3) 市民の自主的・創造的な文化芸術活動の支援及び育成
- (4) 文化芸術に関する情報の収集及び提供
- (5) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

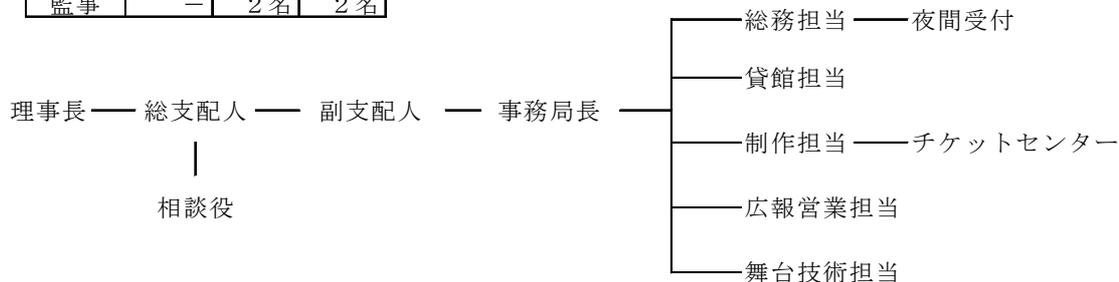
3 組織及び職員数（平成30年4月1日現在）

(1) 組織図

※評議員 8名

※役員

	常勤	非常勤	計
理事	1名	8名	9名
監事	—	2名	2名



(2) 職員数

	市派遣職員	財団職員	業務委託等	嘱託・パート	合計
総支配人		1人			1人
相談役			1人		1人
副支配人			1人		1人
事務局長	1人				1人
総務担当		2人		4人	6人
貸館担当		4人		1人	5人
制作担当		3人		5人	8人
広報営業担当		2人			2人
舞台技術担当		5人			5人
合計	1人	17人	2人	10人	30人

4 長野市との関係

(1) 出捐状況

出捐金総額 30,000,000 円の全額を市が支出している。

出捐団体名	出捐額	出捐率
長野市	30,000,000円	100.0%
合 計	30,000,000円	100.0%

(2) 公の施設の指定管理等

市からの受託形態及び指定管理料等は次のとおりである。

	受託形態	指定管理料等	
		平成28年度	平成29年度
長野市芸術館	指定管理	389,598,697円	342,616,000円

(3) 役員及び派遣職員

役員は、理事9名のうち2名は市職員であり、理事長に副市長が就任している。

市からの派遣職員は1名であり、事務局長である。

5 正味財産の増減

正味財産の増減の推移は、次のとおりである。

(会計期間:4月1日から3月31日まで、ただし、25年度は10月1日から3月31日まで/単位:円)

科目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益(利息)	3,099	7,491	7,728	5,978	3,000
特定資産運用益(利息)		718	1,535	1,156	580
事業収益					
指定管理業務受託収益			187,148,000	389,598,697	342,616,000
施設等利用料収益				34,887,260	40,597,690
事業参加者負担金収益		3,577,600	4,557,600	208,000	
年間協賛金収益				24,300,000	23,328,000
チケット販売収益		12,151,700	9,322,500	56,206,050	36,956,675
受取補助金等	32,330,000	141,062,000	500,000	15,401,000	13,568,600
受取負担金					28,505,745
受取寄付金				3,000,000	
雑収益					
受取利息			2,493	3,645	1,992
雑収益		32,677	22,977	10,723,339	10,740,530
経常収益計	32,333,099	156,832,186	201,562,833	534,335,125	496,318,812
(2) 経常費用					
役員報酬	84,000	203,000	273,000	175,000	189,000
給料手当	13,304,247	63,638,332	80,534,512	121,816,481	121,773,488
福利厚生費	1,612,502	9,255,036	12,999,292	17,770,346	19,036,508
会議費	5,982	2,121	4,410	11,704	6,720
旅費交通費	1,025,280	5,719,914	3,659,474	16,972,583	18,123,405
通信運搬費	186,297	972,773	1,642,295	8,510,503	4,961,839
減価償却費	671,580	1,814,012	3,132,955	4,640,796	9,857,368
消耗什器備品費		3,441,070	4,026,932	19,951,466	1,086,869
消耗品費	212,810	786,007	6,953,761	10,220,631	6,277,177
修繕費		7,290		714,504	308,887
広告宣伝費	210,000	7,493,200	7,481,207	24,609,813	16,826,729
印刷製本費	298,923	1,725,331	4,626,525	8,518,646	11,032,277
新聞図書費	24,075	101,781	716,487	219,722	458,026
燃料費	24,201	119,103	171,137	113,419	92,652
賃借料	969,165	2,650,911	3,388,962	5,744,917	8,361,832
保険料	140,890	225,030	323,270	984,020	1,124,615
諸謝金	150,000	9,380,141	13,502,324	89,517,773	95,391,291
租税公課	10,824	111,947	164,173	11,072,020	13,442,033
渉外費(交際費)	46,608	36,990	10,530	21,212	2,355
慶弔費		35,336	19,361		
委託費	6,117,380	13,911,832	23,758,331	99,821,555	116,140,668
支払負担金	1,083,796	2,997,165	3,293,032	52,403,076	30,429,550
支払手数料	387,188	1,803,404	1,902,122	5,866,876	5,816,977
支払寄附金					14,852,318
貸倒引当金繰入額					94,345
雑費	82,402	169,733	695,623	754,785	879,409
経常費用計	26,648,150	126,601,459	173,279,715	500,431,848	496,566,338
当期経常増減額	5,684,949	30,230,727	28,283,118	33,903,277	▲ 247,526
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	5,684,949	30,230,727	28,283,118	33,903,277	▲ 247,526
法人税、住民税及び事業税	35,500	71,000	12,872,800	10,303,100	71,000
当期一般正味財産増減額	5,649,449	30,159,727	15,410,318	23,600,177	▲ 318,526
一般正味財産期首残高	0	5,649,449	35,809,176	51,219,494	74,819,671
一般正味財産期末残高	5,649,449	35,809,176	51,219,494	74,819,671	74,501,145
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額					
受取出損金(長野市)	30,000,000				
受取寄付金(ながの音楽祭組織委員会)		5,801,973			
指定正味財産期首残高	0	30,000,000	35,801,973	35,801,973	35,801,973
指定正味財産期末残高	30,000,000	35,801,973	35,801,973	35,801,973	35,801,973
III 正味財産期末残高	35,649,449	71,611,149	87,021,467	110,621,644	110,303,118

6 財政状態

資産、負債及び正味財産の推移は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	6,283,189	34,781,301	106,531,762	172,626,418	139,569,994
未収金			353,160	17,275,264	14,073,289
前払金		496,600	1,442,669	2,559,649	1,404,886
仮払金		2,997	500	6,500	6,500
貸倒引当金					▲ 94,345
流動資産合計	6,283,189	35,280,898	108,328,091	192,467,831	154,960,324
2 固定資産					
(1) 基本財産					
基本財産定期預金	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000
(2) 特定資産					
育成事業積立預金		5,801,973	5,801,973	5,801,973	5,801,973
特定資産合計		5,801,973	5,801,973	5,801,973	5,801,973
(3) その他固定資産					
器具備品		1,401,375	5,137,662	24,383,412	2,258,847
器具備品減価償却累計額		▲ 179,852	▲ 760,825	▲ 2,948,581	▲ 1,261,582
リース資産	7,158,060	9,572,640	9,572,640	9,572,640	9,572,640
リース資産減価償却累計額		▲ 2,189,460	▲ 3,850,140	▲ 5,510,820	▲ 7,171,500
ソフトウェア		3,372,120	2,674,440	7,562,880	5,729,040
その他固定資産合計	7,158,060	11,976,823	12,773,777	33,059,531	9,127,445
固定資産合計	37,158,060	47,778,796	48,575,750	68,861,504	44,929,418
資産合計	43,441,249	83,059,694	156,903,841	261,329,335	199,889,742
II 負債の部					
1 流動負債					
未払金	445,753	3,512,341	25,186,023	98,625,296	50,805,033
未払消費税等				10,853,400	5,049,200
未払法人税等	35,500	71,000	12,872,800	10,303,100	71,000
前受金		162,000	25,861,840	19,241,100	24,098,100
預り金	119,727	266,264	185,451	1,431,415	2,924,029
仮受金				6,137,800	4,184,362
リース債務	1,408,680	1,660,680	1,660,680	1,660,680	1,152,900
流動負債合計	2,009,660	5,672,285	65,766,794	148,252,791	88,284,624
2 固定負債					
長期リース債務	5,782,140	5,776,260	4,115,580	2,454,900	1,302,000
固定負債合計	5,782,140	5,776,260	4,115,580	2,454,900	1,302,000
負債合計	7,791,800	11,448,545	69,882,374	150,707,691	89,586,624
III 正味財産の部					
1 指定正味財産					
長野市運営補助金(出捐金)	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000
寄付金		5,801,973	5,801,973	5,801,973	5,801,973
指定正味財産合計	30,000,000	35,801,973	35,801,973	35,801,973	35,801,973
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	(30,000,000)	(30,000,000)	(30,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(5,801,973)	(5,801,973)	(5,801,973)	(5,801,973)
2 一般正味財産	5,649,449	35,809,176	51,219,494	74,819,671	74,501,145
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	35,649,449	71,611,149	87,021,467	110,621,644	110,303,118
負債及び正味財産合計	43,441,249	83,059,694	156,903,841	261,329,335	199,889,742

第5 監査の結果

文化芸術振興財団（以下「財団」と言う。）の事業は、その目的に沿って適切に運営されていると認められた。また、出納その他の事務等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事項は、次のとおりである。

1 法令・規則、財団の規程等に基づいた事務に関すること

【指摘事項】

(1) 固定資産の取得等について理事会の決議を受けていなかったもの

財務規程第34条では、「固定資産の取得、譲渡、担保の設定については、理事会の決議を得てこれを行う。」としているが、固定資産の取得について理事会の決議を得ていなかった。また、譲渡についての決議を、譲渡（寄附）後の理事会で行っていた。

(2) 減価償却について財務規程と異なった方法で行っていたもの

財務規程第35条では、「固定資産の減価償却については定額法により毎会計年度末においてこれを行う。」としているが、有形固定資産については定率法で行っていた。

2 会計・経理事務に関すること

【指摘事項】

(1) 収入伝票に決裁日や収入年月日の記入漏れが多数見受けられたもの

(2) 旅費額の支給誤りがあったもの

旅費額の算出において、特急料金を閑散期で計算すべきところ、通常期の料金で計算していた。また、往復割引適用の乗車区間において、割引を適用しない金額で計算していた。これにより、3,130円の過支給となっていた。

3 契約事務に関すること

【意見】

(1) 契約に関する規程等の整備について

契約については財務規程の第6章で定めているが、概括的な規定に留まっている。例えば、契約書や請書の作成基準、また、見積り徴取が2者以上必要なのか1者でよいのかの基準等が存在しない。契約に関する実務的なルールを定めた市の「契約規則」に相当する規程等を整備されたい。

4 指定管理者業務に関すること

【指摘事項】

(1) 事業報告書に実施事業の記載漏れがあったもの

平成 29 年度に文部科学省との委託契約により受託金を受けて「文化芸術による子供の育成事業－コミュニケーション能力向上事業－〈コーディネーター実施方式〉」の事業を実施したが、この事業について、平成 29 年度事業報告書に記載されていなかった。

第 6 意見

(1) 芸術館主催事業の企画運営体制について

開館以来、財団主催の年間プログラムを総合プロデュースしてきた久石譲芸術監督の 1 期 5 年での退任は、道半ばでの退任と言わざるを得ず、その高い知名度から影響は大きい。財団は、「久石氏の考え方を意識し、さらに発展させるため」、また、「今後も何らかの形で協力をいただける」とのことから、後任の芸術監督は置かないこととし、“次のステージ”として「シーズンプログラム・プロデューサー制」を開始している。

しかしこれは、芸術監督を置き、その芸術家としての思いを最大限尊重して具現化する事業を企画するスタイルからの大きな方向転換であり、興行面からも、“芸術館の顔”をもたないハンディをどう克服していくか、懸念を抱かざるを得ない。従って、“次のステージ”がどれだけ市民の期待に応えられるか、また、芸術監督不在をカバーできるだけの事業構成なのか注視していく必要がある。

財団には、今後どのように「日常に芸術を、音楽を」のコンセプトを受け継ぎながら所期の目的を達成していくのか、様々な場面で具体的に示すとともに、“長野市芸術館”の独自性を発揮しながら、市民が文化芸術に親しんでもらえる事業を積極的に展開していくよう要望する。

【財団】

(2) 本市の文化芸術の熟度を上げていく活動について

久石芸術監督が発案した“Art'ment”（アートメント）は、芸術性や大衆性といった先入観を取り去り、ジャンルにとらわれない音楽を様々な切り口により市民や聴衆に届けることで、まちの賑わいや交流につなげることを目指してきた。しかし、街全体にその気運が高まったかといえ、まだ十分とは言えない。財団には、地域との連携・支援を強化することで音楽イベントを盛り上げていく取組が求められる。

また、地域にも世界中の良質な音楽を届け、地域に根付いた文化芸能を積極的にフィーチャーする（取り上げる）ことも重要である。御当地出身の演奏家の凱旋公演や、その地

域固有の芸能を広く発信する場の提供といった試みが、一層地域の魅力を高め、住民の知的好奇心を豊かにするものと思われる。

他方、演劇の分野でも、アクトスペースを市内の劇団に有効活用してもらう企画や、学校での演劇手法を用いたコミュニケーション・ワークショップの取組も行われているが、市民の自主的な舞台芸術の創造活動が芸術館から発信されるよう、支援や人材育成に注力されたい。

なお、所管課においては、市域全体にわたる文化芸術の創造・継承を支援するための基盤（環境）整備に努める必要があり、とりわけ松代文化ホール及び東部文化ホールを芸術館の運営と一本化し、同一の理念のもと地域の拠点として機能させるとともに、民間の文化施設との連携も視野に本市の文化芸術の熟度を上げるよう検討されたい。

【財団、文化芸術課】

（３）文化芸術振興への貢献度評価について

“豊かな心を育み人と文化が輝くまち「ながの」”（第五次長野市総合計画）がどの程度達成できてきているかを評価することは、人の心や感性を量ることとなり容易ではないが、至近の問題としては、芸術監督設置の効果の検証が必要となる。

財団がその目的をどれだけ達成しているか、あるいは市の目標にどれだけ貢献しているかの進捗度合いを知る手がかりとして、現段階では指定管理者の「モニタリング評価調書」と、総合計画の「指標」がある。指標には、「アンケート指標」と「統計指標」があり、アンケート指標では、「文化芸術に気軽に親しめる環境が整っているか」、また、「自らが文化芸術に親しんでいるか」の２つを掲げている。総合計画では、平成 33 年度までの 5 年間で、どちらも 5 % 以上の上昇を目指しているが、平成 28 年度基準値に対して 29 年度実績値では、前者がほぼ横ばい、後者が 2 % のマイナスとなっている。

前述のとおり、今後芸術監督を置かないとすることは、公立文化施設たる長野市芸術館の運営方針を根本的に改めることであり、その設置前後での事業効果、とりわけ、芸術監督に係る経費と今回の“シーズンプログラム・プロデューサー”に係る経費の費用対効果がどう変わったのか、市民にわかりやすく示していかなければならない。そのためにも、財団においては、参加者数や施設稼働率といったアウトプット（結果）にとどまらず、近年研究が進んでいるアウトカム（成果）やインパクト（波及効果）を考慮した評価手法の採用を検討するなど、より有効な評価方法により事業効果また本市の文化芸術振興への貢献度を検証していく体制を整えられたい。

【財団、文化芸術課】